

開かれた議会づくり検討小委員会運営要領

（趣旨）

第1条 この要領は、開かれた議会づくりのための広報委員会要綱第8条に基づき設置する開かれた議会づくり検討小委員会（以下「小委員会」という。）の運営等について、必要な事項を定める。

（構成）

第2条 小委員会の委員は、所属議員数4人以上の会派（以下「小委員会構成会派」という。）からの推薦に基づき開かれた議会づくりのための広報委員会委員長（以下「委員長」という。）が決定する。

2 推薦人数は、最多の人数を有する小委員会構成会派にあっては2名とし、その他の小委員会構成会派は1名とする。

（座長）

第3条 小委員会に座長を置く。

2 座長は委員長が指名する。

3 座長は小委員会の議事を整理し、協議結果を委員長に報告するものとする。

（招集）

第4条 小委員会は、座長が必要に応じて招集する。

（代理出席）

第5条 委員に事故があるときは、その所属する小委員会構成会派は、代理者を出席させなければならない。

（協議事項）

第6条 小委員会は、開かれた議会づくりのための広報委員会における協議事項に関し、専門的な見地から協議するものとする。

2 協議に当たっては、原則として全員の了解をもって運営するものとする。

附 則

この要領は、平成18年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月30日から施行する。